

保護者の皆様へ

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへうつす恐れがありますので、登園を遠慮して頂いています。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい保育園へ提出して下さい。

※中には医師の「登園許可証明書」が必要ない感染症もありますので別紙(重要事項説明書)で確認お願い致します。

保育園は、乳幼児が集団で長期間生活を共にする場です。

別紙の感染症と診断されましたら、登園に際しては以下の配慮をお願いします。

- ① 園内での感染症の集団発生につながらないこと。
- ② 子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復していること。
- ③ 「登園許可証明書」が必要な感染症の場合、証明書を提出してから登園すること。
- ④ 登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、保育園に伝えて下さい。
- ⑤ 回復したと判断し登園した後、病状が再発した場合はご連絡致します。

☆上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆平成 24 年 4 月 1 日「学校保健安全法施行規則改正」に伴い変更するものです。

☆当園の基準によりインフルエンザの「登園許可証明書」は不要としております。

別紙の登園停止期間の基準をご確認下さい。

感染症による「保育園登園停止期間の基準」を確認し、ご理解頂けましたら下記にサインしクラス担任へ提出をお願いします。

乳幼児の集団生活において、とても重要な事ですので保護者の皆様の確認サインを頂いております。ご協力をお願いします。

----- きりとり -----

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について、内容を確認しました。

令和 年 月 日

クラス名・園児名 _____

保護者氏名 _____ 印